

## 第4章

## 自殺対策の推進体制

## Promotion System

本市における自殺対策の推進体制は、2つの推進体制から構成されています。

庁内の推進体制である「垂水市いのち支える自殺対策本部」は、庁内関係課等の緊密な連携と協力により、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため設置し、副市長が本部長を務め、各課等で構成しています。

また、地域におけるネットワークである「垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議」は、関係機関等と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため設置し、関係機関で構成されています。

## 垂水市いのち支える自殺対策推進本部 (P27 参照)

## 1 主な所掌事項

- 自殺対策計画の策定及び変更に関すること。
- 自殺対策に関する施策の普及及び啓発に関すること。
- 自殺対策に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

## 2 構成員

- 本部長：副市長    ●副本部長：保健課長
- 部員（19名）
  - ①総務課長    ②企画政策課長    ③財政課長    ④税務課長    ⑤市民課長
  - ⑥福祉課長    ⑦生活環境課長    ⑧農林課長    ⑨水産商工観光課長    ⑩土木課長
  - ⑪会計課長    ⑫水道課長    ⑬消防長    ⑭消防署長    ⑮教育総務課長
  - ⑯学校教育課長    ⑰社会教育課長    ⑱国体推進課長    ⑲議会事務局長



## 垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議 (P29 参照)

## 1 主な所掌事項

- 自殺対策に関し、関係機関等との連絡調整及び情報交換
- 自殺対策計画の内容に関すること

## 2 構成員

- 会 長：副市長
- 庁内5課：①保健課長    ②福祉課長    ③市民課長    ④消防長    ⑤学校教育課長
- 庁外機関（9機関）
  - ①鹿屋保健所    ②肝属郡医師会    ③鹿屋警察署垂水幹部派出所
  - ④法テラス鹿屋法律事務所    ⑤垂水市社会福祉協議会
  - ⑥肝属地区障がい者基幹相談支援センター    ⑦大隅児童相談所
  - ⑧垂水市商工会    ⑨一般社団法人パーソナルサービス支援機構